

気候変動適応計画（案）に対する意見募集の結果概要について

- 実施方法：電子政府の総合窓口(e-Gov)及び環境省のWebページに掲載して公募
- 意見募集期間：平成30年9月19日(水)～10月18日(木)
- 意見提出方法：電子メール・ファックス・郵送のいずれか
- 意見総数：12団体・個人、45件
- 結果：別紙のとおり

お寄せいただいた御意見の概要と御意見に対する考え方

NO	該当箇所	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	全体	本計画は適切である。	ご意見ありがとうございます。
2	全体	「緩和と適応は車の両輪」との考えに賛同する。本計画を受けた施策や取組の策定・推進にあたっては、両者のバランスに配慮しながら進めていただきたい。	気候変動対策として、「緩和」と「適応」をともにしっかりと進めてまいります。
3	全体	今回は適応計画であるが、もう一つの車輪である緩和を進めるための法を速やかに制定し、パリ協定に沿った緩和策をとっていくべきである。	緩和については、「地球温暖化対策の推進に関する法律」や「地球温暖化対策計画」に基づき、パリ協定の2度目標を目指し引き続き施策を推進してまいります。
4	全体	気候変動適応計画に記載されている施策は、財政コストとなり得る可能性があるため、反対だ。	本計画に記載されている施策については、既に現れている又は今後起こり得る気候変動の影響に対処し、被害を回避軽減するために必要なものとなっております。これらの施策については、コストを含め適切に実施してまいります。
5	全体	現時点ではRCP6.0以上のシナリオは考慮すべきではない。予想する影響としては、環境省・気象庁で作成した「21世紀末における日本の気候」の中のRCP2.6及びRCP4.5シナリオにおける影響に限定すべきである。	今後の参考とさせていただきます。

NO	該当箇所	御意見の概要	御意見に対する考え方
6	全体	政府としては、世界と共に緩和策を適切に行い、それでも起きる影響について適応策を考えるべきであり、適応計画では、前提として緩和策の重要性を示し、国民の意見を求めるのが望ましいと考える。	計画案 P1 の「はじめに」の 3 段落目において、まずは、緩和策として「地球温暖化その他の気候変動に対処し、国民の生命・財産を将来にわたって守り、経済・社会の持続可能な発展を図るためには、緩和策に全力で取り組むことはもちろんのこと、」と記載しております。その上で、「現在生じており、また将来予測される被害の回避・軽減を図る適応策に、多様な関係者の連携・協働の下、一丸となって取り組むことが重要である」と適応策について記載しております。
7	全体	環境省におかれては、国民の健康確保の観点からも、気候変動適応に関する施策を推進されたい。	今後の参考とさせていただきます。
8	全体	国の役割として予算措置を講じるべきである。	本計画に基づき、適切に予算措置を講じてまいります。
9	全体	国が前面に立ち、自治体による地域気候変動適応計画の策定を後押しすること。	第 3 章第 3 節に記載している施策を基に、地方公共団体の地域気候変動適応計画策定等気候変動適応に関する施策を促進してまいります。
10	はじめに	1 ページの 6 行目「平成」と、19 行目等の西暦とは、どちらかに統一すべき。	主に、国際的な動きを「西暦」、国内の動きを「和暦」としてしております。
11	はじめに	3 ページの脚注の 1 行目「施行前の準備として」は、附則の条文には記載がない。	ご意見を踏まえて、「施行前の準備として、気候変動適応法附則第 2 条では、政府は、この法律の施行前においても、気候変動適応計画を定めることができるとされている。」と修正いたしました。

NO	該当箇所	御意見の概要	御意見に対する考え方
12	第1章	8ページに、適応と相乗効果をもたらす施策についての記述がなされているが、2018年4月に閣議決定された第5次環境基本計画では「地域循環共生圏」が提唱されており、適応についても包含した概念であるため、「地域循環共生圏」に関する記述を加えるべきである。	ご意見を踏まえて、第1章第4節基本戦略①において、「第5次環境基本計画（平成30年4月17日閣議決定）では、環境・経済・社会の統合的向上に向けた取組を具体化していくこととしている。」を追記いたしました。 また、第1章第4節基本戦略④においても、以下の内容（下線部）を追記いたしました。「 <u>地域それぞれの特徴を活かし、第5次環境基本計画において示された「地域循環共生圏」の創造による、強靱で持続可能な地域社会の実現につなげていく視点も重要である。</u> 」
13	第1章	11ページの7行目「国民の」は、10ページの最下行と同様に「国民に」のほうが適当である。	ご意見を踏まえて、修正いたしました。
14	第1章	13ページの7行目等の「取りまとめ」と、25ページの14行目等の「とりまとめ」とは、文言の統一が必要。	ご意見を踏まえて、計画全体で「取りまとめ」に統一いたしました。
15	第1章	国や、地方公共団体、事業者、国民、国立環境研究所の基本的役割を定義したことは、意義深いと捉えている。本計画を受けた施策の策定・推進にあたっては、関係者間の連携や各関係者の状況などを考慮しながら進めていただきたい。	各主体の状況も考慮した上で、適切に施策を進めてまいります。

NO	該当箇所	御意見の概要	御意見に対する考え方
16	第1章	気候変動影響評価を2020年に行うということだが、独立した第三者機関による評価と勧告の仕組みが必要である。	気候変動影響評価については、気候変動適応法第10条により、中央環境審議会の意見を聴くこととしております。
17	第1章	第1章第4節(4)「地方公共団体の気候変動適応に関する施策の推進」(P10) 地域気候変動適応センターについて、「国立環境研究所と連携しつつ、その活動を後押しする」とあるが、地方公共団体において、同センターの円滑な確保及び運営が図られるよう、情報やノウハウの提供だけでなく、必要な財源措置も含め、具体的な措置を盛り込むべき。	第1章は、気候変動適応に関する施策の基本的方向を示しております。 なお、第3章第3節「地方公共団体の気候変動適応に関する施策の促進に関する基盤的な施策」を通じて、地方公共団体における地域気候変動適応センターの円滑な確保及び運営が図られるように努めてまいります。
18	第2章	第2章「気候変動適応に関する分野別施策」(P15～) 各分野別の気候変動の影響について、排出量の目標設定に応じて影響がどのように変化するかを把握できるよう、可能な限り、主要な代表濃度経路(RCP)シナリオ別に整理するとともに、影響の度合いを数量的に把握するべき。	今後の参考とさせていただきます。 なお、本計画における気候変動影響評価の方法については、「添付資料 気候変動影響評価報告書の概要」をご参照ください。

NO	該当箇所	御意見の概要	御意見に対する考え方
19	第2章	<p>第2章「気候変動適応に関する分野別施策」(P15～)</p> <p>各分野別の適応施策について、予算額を明示するとともに、施策に取り組む効果として、気候変動影響がどの程度軽減されるかを、可能な限り数量的に把握することにより、適応策の費用効果を示すべき。</p>	<p>今後の参考とさせていただきます。</p>
20	第2章	<p>33ページの25行目「出来ない」は、他の箇所と同様に「できない」と記載すべき。</p>	<p>ご意見を踏まえて、修正いたしました。</p>
21	第2章	<p>36ページの22行目「毎」は、他の箇所と同様に「ごと」と記載すべき。</p>	<p>ご意見を踏まえて、計画全体で「ごと」に統一いたしました。</p>
22	第2章	<p>36ページの22行目等の「分かりやすく」と、80ページの19行目等の「わかりやすく」とは、文言の統一が必要。</p>	<p>ご意見を踏まえて、計画全体で「分かりやすく」に統一いたしました。</p>
23	第2章	<p>38ページの2行目に記載の法律の法律番号の記載が漏れている。</p>	<p>ご意見を踏まえて、計画全体で法律番号を記載しました。</p>
24	第2章	<p>41ページの最下行から上に2行目に記載の法律の法律番号の記載が漏れている。</p>	<p>ご意見を踏まえて、計画全体で法律番号を記載しました。</p>
25	第2章	<p>44ページの2行目等の「当たって」と、52ページの最下行から上に1行目等の「あたって」とは、文言の統一が必要。</p>	<p>ご意見を踏まえて、計画全体で「当たって」に統一いたしました。</p>

NO	該当箇所	御意見の概要	御意見に対する考え方
26	第2章	45ページの最下行から上に5行目「すべて」は、他の箇所と同様に「全て」と記載すべき。	ご意見を踏まえて、修正いたしました。
27	第2章	48ページの8行目「(1980～1999年平均を基準とした長期(2090～2099年)の変化量が2.0～5.4℃(最良推定値3.4℃)」は、記載不要。(44ページで記載済みだから。)	ご意見を踏まえて、修正いたしました。
28	第2章	51ページの最下行の「概ね」は、他の箇所と同様に「おおむね」と記載すべき。	ご意見を踏まえて、修正いたしました。
29	第2章	56ページの22行目、62ページの14行目の「(時系列の行動計画)」は、記載不要。(41ページで記載済みだから。)	ご意見を踏まえて、初めて出てきたところ以外は削除いたしました。
30	第2章	67ページの17行目「言えない」は、他の箇所と同様に「いえない」と記載すべき。	「いえない」と記載している箇所は、当該指摘箇所は計画案中に見当たりませんでした。本計画では「言えない」で統一することといたしました。

NO	該当箇所	御意見の概要	御意見に対する考え方
31	第2章	<p>67ページに、「○ エネルギー需給については、極端現象の頻度や強度の増加、長期的な海面上昇によるエネルギーインフラへの影響被害に関する研究事例は少なく、これらの影響に関して、コンセンサスがあるとは言えない。」と記述されているが、昨今の台風等による大規模停電や塩害等を踏まえれば、極端現象に対するエネルギー分野における対策が必要であることは明らである。自立分散型のエネルギーの普及の取組を、緩和策という観点のみならず、適応策としての効果も踏まえて推進していくことを明記すべきである。</p>	<p>ご意見を踏まえて、第1章第4節基本戦略①において、「エネルギー分野においては、例えば、再生可能エネルギーをはじめとする自立分散型エネルギーの導入は、緩和策であり、また、地域経済の活性化にもつながると同時に、災害時のエネルギー確保という観点において適応にも資する。」を追記いたしました。</p>
32	第2章	<p>74ページの5行目「UR」の和名の記載が漏れている。</p>	<p>ご意見を踏まえて、追記いたしました。</p>
33	第2章	<p>74ページの16行目に記載の法律の法律番号の記載が漏れている。</p>	<p>ご意見を踏まえて、計画全体で法律番号を記載しました。</p>

NO	該当箇所	御意見の概要	御意見に対する考え方
34	第2章	第2章の各分野の施策を推進するに当たっては、IPCCの1.5度特別報告書の知見も採用すべきである。	本計画は、2015年に実施した気候変動影響評価に加えて、最新の科学的知見として、平成30年2月に関係府省庁で取りまとめた「気候変動の観測・予測及び影響評価統合レポート」に記載されている知見を踏まえた各分野の施策を記載しております。 なお、2020年を目途に実施することとしている気候変動影響評価においては、「IPCCの1.5度特別報告書」も含めた様々な科学的知見について検討していく予定です。
35	第2章	「第4節 自然災害・沿岸域（1）水害に関する適応の基本的な施策」については、4度上昇するシナリオにも備えるべきである。	今後の参考とさせていただきます。
36	第2章	サプライチェーンや海外進出企業の活動についての適応事例についても、明確に本計画に含めていくべきである。	第2章第6節（4）の基本的な施策において、「海外の気候変動影響が我が国の安全保障に及ぼす影響や、企業のサプライチェーン等を通じて我が国の社会経済状況及び食料需給に及ぼす影響等について、調査を実施する。」こととしており、企業の適応事例も含めて調査してまいります。
37	第2章	北極海航路の利活用を前提とするのではなく、少なくとも利活用を進めるかどうかの議論が国際的に必要であり、日本も慎重な判断が求められる。	国際的な議論も踏まえながら、我が国として適切に北極海航路の利活用に関する施策を進めてまいります。

NO	該当箇所	御意見の概要	御意見に対する考え方
38	第2章	全国の小中学校の授業の一環として、生態系への影響調査につながるような「今起きている事象の収集」を体系的、継続的に行ってはどうか。	今後の参考とさせていただきます。
39	第3章	76ページの13行目「いぶき」は、「温室効果ガス観測技術衛星」のことを指しているのか。	温室効果ガス観測技術衛星のことを指しております。
40	第3章	80ページの19行目「一人一人」は、「国民一人一人」を意味しているのか？	国民一人一人という意味です。
41	第3章	81ページの4行目「よりよい」は、「より良い」の誤記ではないか。	ご意見を踏まえて、修正いたしました。
42	第3章	81ページの19行目「JICA」の和名の記載が漏れている。	ご意見を踏まえて、追記いたしました。
43	第3章	81ページの23行目「LDC」の和名の記載が漏れている。	ご意見を踏まえて、追記いたしました。
44	第3章	82ページの1行目等の「持続可能な開発目標(SDGs)」は、2ページの4行目と同様に「SDGs」と記載すべき。	ご意見を踏まえて、初めて出てきたところ以外は「SDGs」と記載することといたしました。
45	添付資料	89ページの脚注は、87ページの脚注と記載が重複している。	「緊急性の評価の考え方」のページの脚注は削除いたしました。